プロとして 問われる意識と対応力 リスク回避で安全運行

陸災防「令和3年度 安全衛生標語」交通部門優秀作品

陸運と安全衛生
（題字 初代会長 金丸冨夫）

令和4年1月 №632

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857代表
http://www.rikusai.or.jp
（印刷物による年間購読料3,600円）

○新しい年を迎えて 会長年頭挨拶 ……(1)～(2)
○厚生労働省労働基準局長 年頭所感 ……(3)～(4)
○厚生労働省安全衛生部長 年頭所感 ……(4)～(5)
○警察庁交通局長 年頭挨拶 ……(6)
○小企業無災害記録表彰 ……(6)
○［全国フォークリフト大会］一般の部優勝者が石川労働局長を表敬訪問 ……(7)
○「第1回陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策にする検討会」開催される ……(7)
○岩手県支部が厚生労働副大臣要請を受け、ロールボックスパレット・テールゲートリフター研修会を開催 ……(8)～(9)
○新連載「労働災害防止活動推進への個別支援」による事業場の変化・対策 ……(10)
○陸災防労働災害事例生成ツールのご案内 ……(11)
○新連載マコマコ博士のメンタルヘルス2022 ……(12)～(13)
○連載災害事例に学ぶ「労働安全衛生関係法令」 ……(14)
○荷役災防担当者教育講習会（荷主向け）のご案内 ……(15)
○高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナーのご案内 ……(16)
○「年末・年始労災防止強調運動」実施中です！ ……(17)
○陸運業向け「腰痛予防サイト」が公開されました ……(17)
○「安全衛生標語」募集のご案内 ……(18)～(19)
○災害事例とその対策（荷役災害） ……(20)
○労働災害発生状況（令和3年速報） ……(21)～(22)
○安全ポスターのご案内 ……(22)
○ロールボックスパレットテキスト・DVD等のご案内 ……(23)～(24)

新しい年を迎えて

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長 渡邉健二

新年おめでとうございます。

令和4年の新春に当たり、日頃から労働災害防止活動にご尽力いただいている会員事業場の皆様をはじめ関係の方々に心から感謝申し上げます。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響により、皆様におかれましても事業活動に様々な影響を受けておられることと拝察いたします。緊急事態宣言は、昨年9月30日をもって終了いたしましたが、その後オミクロン株による脅威が指摘されるなど、今後とも留意する必要があります。引き続き、労働災害防止対策に係る諸施策を実施する際には、感染防止に関する国並びに都道府県の要請等を踏まえて、感染防止対策を徹底することはもとより、実施方法を工夫し、Webの活用など新たな手法を併用しながら各種事業を展開してまいります。

さて、陸運業における労働災害の現状を見てみますと、死亡者数・死傷者数ともに増加という、危惧される状況になっております。11月末の速報値によりますと、死亡者数は76人で、前年同期に比べ4人増加し、休業4日以上の死傷者数も13,903人となり、前年に比べ913人、7.0%の増加となっております。特に荷役関連災害がその多くを占めている状況にあります。

昨年9月には、厚生労働副大臣から陸運業における労働災害防止に向けたより一層の取組について要請をいただきました。この要請を踏まえ、当協会としても、荷役作業時の労働災害の減少に向けて、さらにその対応を徹底することが重要です。

本年は陸上貨物運送事業労働災害防止計画（5か年計画）の最終年度となります。なんとしても目標を達成すべく、労働災害発生状況を踏まえ、死亡災害については、交通労働災害の防止及び荷役災害の防止、死傷災害については、荷役関係災害の防止を最優先に、総力を挙げて取り組むこととし、本部・支部、会員事業場が一体となって、計画的・継続的な安全衛生活動を推進し、最終目標に向けて一段と努力してまいります。

具体的には、令和4年は次の取組を重点として行うこととします。

第一は、荷役災害の防止です。

陸運業の死傷災害の多くを荷役災害が占めている現状を踏まえ、荷役作業の安全対策ガ

イドラインの一層の周知とその履行を進めるとともに、荷役災害の多くが荷主等の構内で発生していることから、荷主等を対象とした指導、支援も引き続き実施してまいります。また、特に厚生労働副大臣からも強く要請のありましたロールボックスパレット及びテールゲートリフターの取扱いにつきましては、あらゆる機会をとらえて、チェックリストの活用による事業者の取組等を強力に推進することとしており、荷主等と連携した災害防止対策を推進してまいります。

さらに、荷役作業の安全対策のあり方や人材育成等について検討する「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策検討会」を新たに設置し、昨年末から検討を開始したところであり、その検討結果等を踏まえ、厚生労働省の支援のもと、荷役災害防止対策の充実に努めてまいります。

また、フォークリフト運転者の安全・正確・迅速な荷役作業の技能を評価し認定することにより、フォークリフトに係る事故全般の減少につなげることを目的とするフォークリフト荷役技能検定制度の一層の充実を図り、本検定試験を実施するとともに、出張試験の拡充にも努めてまいります。

第二は、交通労働災害の防止です。

交通労働災害による死亡者数は、全体の半数近くを占め、しかも昨年から増加しております。このため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく取組を進め、未熟練労働者、高年齢労働者対策と合わせ交通労働災害の防止を推進してまいります。

第三は、健康確保対策の推進です。

陸運業の健康診断における有所見者数の割合は、他業種に比し高い水準にあり、さらに脳・心臓疾患の労災認定件数が業種別で最も多い状況が継続しています。

こうした現状を踏まえ、過労死等の大幅減少を目指し、引き続き全日本トラック協会の定めた「過労死等防止計画」の具体的行動計画に基づいた連携により、長時間労働による過労死等の予防対策を推進します。また、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を一層推進します。

こうした重点的な取組とともに、当協会が実施している諸活動の充実にも取り組んでまいります。

第37回全国フォークリフト運転競技大会は10月1日、2日に中部トラック総合研修センター（愛知県）において、第58回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会を11月10日に広島市において開催します。昨年の両大会は新型コロナウイルス感染症対策を徹底した運営を行い、多くの会員各位のご理解とご参加をいただきました。本年は昨年を上回る大会にしたいと準備を進めております。

昨年運用を開始した「陸災防労働災害事例生成ツール」につきましても、登録事例の一層の充実を行い、会員事業場における労働災害防止に活用いただけるよう、周知、拡充に努めてまいります。

また、労働災害防止に向けた有益な情報を、迅速かつ適切に会員の皆様にお届けできるよう、広報誌「陸運と安全衛生」の充実を図るとともに、好評をいただいております「陸運と安全衛生 Year Book」も、引き続きお届けしてまいります。

陸運業界は従前から従業員の高齢化、人手不足など多くの課題を抱え、燃油費の高騰等を始めとして厳しい経営環境にあります。加えて新型コロナウイルス感染症の影響により求められる対策が多岐にわたりますが、働く方々が健康で、安全に働くことができる労働環境の改善と、経営トップが先頭に立った積極的な安全衛生活動の推進が何より重要です。

会員事業場の皆様には、当協会の活動に引き続きのご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、「年末・年始労働災害防止強調運動」（12月1日～1月31日）が実施されていますこの時期に、「職場の安全衛生自主点検」の実施など労働災害防止の取組になお一層のご高配を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

この一年が希望と活力に溢れる良き年となりますよう祈念いたしますとともに、皆様方のご健勝とご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和４年労働基準局長年頭所感

厚生労働省労働基準局長　吉永和生

あけましておめでとうございます。

新年を迎え、心からお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

令和4年の年頭に当たり、改めて日頃の労働基準行政への御理解と御協力に感謝申し上げますとともに、今後の労働基準行政について述べさせていただきます。

第一に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルス感染症は、全国的に減少傾向にあるものの、新たな変異株が確認される等、依然として予断を許さない状況にあります。当局においても、職場において特に留意すべき「取組の５つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を作成し、関係団体に対し累次の協力依頼を行ってきたところであり、引き続き、感染状況を注視しつつ、職場における新型コロナウイルス対策の推進に取り組んでまいります。

第二に、働き方改革に関する対応についてです。

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されることとなっている医師については、改正医療法等を踏まえ、時間外労働・休日労働の上限を設けるなどの省令改正等を昨年行ったところであり、労働基準行政においても、医療行政と連携しながら、労務管理面での医療機関への支援を引き続き進めてまいります。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」については、年内の見直し案のとりまとめに向け、関係公労使に引き続き御議論いただき、検討を進めてまいります。

裁量労働制の検討につきましては、昨年より検討会を開催しており、裁量労働制が制度の趣旨に沿って、労使双方に有益な制度として活用されるよう、実態調査の結果や、労使の現場での運用状況等を踏まえ、丁寧に検討を進めてまいります。

また、現在、無期転換ルールの見直しと多様な正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化等について検討会を開催しているところであり、その取りまとめ結果を踏まえ、労働政策審議会において、検討を進めてまいります。

第三に、労災補償における対応についてです。

昨年9月、脳・心臓疾患の労災補償における認定基準を改正したところです。また、精神障害の認定基準については、昨年12月に検討会で議論を開始したところです。これらを踏まえ、引き続き適切な労災認定を行ってまいります。

フリーランスの方に対する労災保険の適用については、労災保険特別加入制度の対象範囲の見直し等に向けて引き続き議論を行ってまいります。

昨年6月に成立した「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」については、給付金の支給等に必要な予算が補正予算により確保されたところであり、その施行に向けた準備を着実に行ってまいります。

第四に、最低賃金についてです。

最低賃金の引上げに当たっては、中小企業が賃上げしやすい環境整備が重要です。このため、政府としては、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等、賃上げしやすい環境整備に一層取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指していきます。

第五に、労働安全衛生対策についてです。

近年の労働災害による死亡者数は、長期的

に減少しているものの、労働災害による休業4日以上の死傷者数は、高年齢労働者の増加やサービス産業における高年齢者の就労の拡大等の就業構造の変化等により、増加傾向にあります。

労働災害が増加している業種への対策のほか、高齢者の労働災害を防止するための取組の推進を図ることなどにより、労働災害防止対策に取り組んでまいります。

以上の施策を中心に、働く方々にとってより良い労働環境を整備できるよう、職員一同全力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

令和４年安全衛生部長年頭所感

厚生労働省労働基準局安全衛生部長　武田康久

新年を迎え、心からお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。令和4年の年頭に当たり、改めて日頃の労働安全衛生行政への御理解と御協力に感謝申し上げます。

我が国の人口は、減少に転じておりますが、出生率の低下を背景に、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年頃に向けて、15歳から64歳層の人口の減少が加速すると見込まれています。こうした人口構造の変化の中で、働く人一人ひとりが心身ともに健康を保ちながら、意欲や能力を一層発揮できる環境づくりが重要な課題となっており、労働災害の防止に向けた取組も一層強く求められております。

近年の労働災害による死亡者数は、減少しているものの、労働災害による休業4日以上の死傷者数は、高年齢労働者の労働災害の増加、転倒、腰痛などの行動災害の増加により、増加傾向にあります。

特に昨年は、社会福祉施設、小売業及び陸上貨物運送事業における労働災害が急増したことを踏まえ、関係団体に対して、各業種の労働災害発生状況を踏まえた課題への重点的な取組への協力を依頼したところです。

令和4年度は第13次労働災害防止計画の最終年度です。労働災害減少に関する目標の達成が厳しい状況にあることも踏まえ、より一層力を入れて、労働災害防止に取り組んでまいります。

また、一昨年来、職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が重要となっております。新規感染者数は全国的に減少傾向にありますが、依然として予断を許されない状況にあります。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、これまで、職場において特に留意すべき「取組の５つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用等により、職場における感染予防、健康管理の状況を確認した上で、職場の実態に即した感染拡大防止対策を検討することなど、労使が一体となって感染拡大防止対策に取り組んでいただくよう、協力依頼をしてきたところです。

引き続き、感染状況を注視しつつ、職場における感染防止対策に全力で取り組んでまいります。

働く人の安全確保対策について申し上げます。

第 13 次労働災害防止計画（計画期間：平成30 年度～令和 4 年度）の重点業種への対策のほか高年齢労働者の増加を踏まえ、高年齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現を目的として作成した、事業者と労働者が講ずべき措置を盛り込んだガイドラインの周知や、高年齢者の労働災害防止に取り組む中小企業に対する補助金による支援を進めてまいります。

また、外国人労働者の受入れが進み、外国人の労働災害が増加傾向にある中で、日本語に不慣れな外国人労働者に対する安全衛生教育の重要性が増していることから、雇入れ時などに活用できる視聴覚教材の普及等に努めてまいります。

次に、働く人の健康確保対策について申し上げます。

職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施の徹底、集団分析の結果を活用した職場環境改善の取組の促進、ストレスチェックの実施率が低調な労働者数 50 人未満の事業場に対する支援を図ってまいります。

また、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知や両立支援コーディネーターの育成・配置等を進めることにより、企業・医療機関の患者に対する支援ノウハウの強化を図るとともに、地域両立支援推進チームの取組等を通じて、がんや難病等と仕事との両立に向けた地域における相談支援体制の構築等を進めてまいります。

さらに、昨年７月に公表した「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、国が定めた管理基準など化学物質の危険性・有害性情報を伝達する仕組みを整備・拡充し、伝達された情報に基づくリスクアセスメントにより、適切なばく露防止措置を事業者が自ら選択して実行する自律的な管理を基軸とする規制への移行に向け、必要な法令改正を行い、支援体制の整備を図るとともに、周知・指導等を図ってまいります。また、本年４月より、建築物等の解体・改修工事における石綿使用の有無に係る事前調査結果等の電子報告制度が始まります。引き続き、施行に向けて周知・指導等を図るとともに、解体・改修工事における石綿ばく露防止を図ってまいります。

こうした施策を中心に、労働災害防止団体や労使団体をはじめ関係団体の方々と連携し、働く人の日々の仕事が安全で健康的なものとなり、働く人にとって、より良い将来の展望を持ち得るような社会づくりを進めてまいる所存です。

今後とも、労働安全衛生行政への一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

あけましておめでとうございます

本年も陸運業における労働災害の防止に向け積極的な取組を展開してまいります

会員の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます

令和４年１月

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
会　　長　渡邉健二
専務理事　横尾雅良
職 員 一 同

交通局長年頭挨拶

警察庁交通局長　楠 芳伸

新年おめでとうございます。

皆様には、日頃から陸上貨物運送事業に係る交通事故防止対策に御尽力いただきますとともに、警察行政の各般にわたり、深い御理解と多大な御支援をいただいておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の交通事故による死者数は、2,636人で、警察庁が保有する昭和23年からの統計で、5年連続で最少を更新しました。

これもひとえに、皆様をはじめ平素から交通安全活動に携わる方々の御尽力のたまものであると、改めて感謝申し上げますとともに、深く敬意を表する次第であります。

しかしながら、今なお多くの尊い命が交通事故で失われていることには変わりなく、子供が犠牲となる痛ましい交通事故や、飲酒運転をはじめとする悪質・危険な運転による交通事故も依然として後を絶ちません。

こうした状況を受けて、政府は昨年8月に緊急対策を決定し、通学路等における子供の安全確保や飲酒運転根絶に取り組んでいるところです。

警察といたしましても、これらの取組に重点を置きつつ、第11次交通安全基本計画に基づき、政府が目標とする「世界一安全な道路交通」の実現に向けて、各界各層と連携しながら、子供や高齢者をはじめとする歩行者の安全確保、自転車の遵法意識の向上に向けた交通安全教育や広報啓発活動の推進、飲酒運転をはじめとする悪質・危険な交通違反の指導取締り等の多角的な取組を効果的かつ強力に推進してまいります。

交通事故は、国民の誰もが当事者となるおそれのある身近な問題であり、安全で快適な交通社会を実現するためには、関係機関・団体と地域、家庭、職場などが緊密に連携し、官民一体となって、国民一人一人の交通安全意識を高めていくことが必要不可欠と考えております。

貴協会におかれましては、引き続き、貨物自動車に係る交通事故防止を図るとともに、事業に携わる運転者が一般ドライバーの模範となるよう、適切な運行管理や効果的な運転者教育の実施について、なお一層の取組をお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と皆様の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

小企業無災害記録事業場〔令和3年12月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第2種	株式会社大清福島事業所	14名	平成28年9月23日～令和3年9月22日	福島県
第2種	東北福山通運株式会社会津西営業所	12名	平成28年10月15日～令和3年10月14日	福島県
第2種	ロジトライ東北株式会社会津事業所	7名	平成28年10月1日～令和3年9月30日	福島県
第3種	ケーワイ輸送	6名	平成23年2月7日～平成30年2月6日	福島県

●申請方法
本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。
事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

陸災防では、常時29人以下の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。
この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

【全国フォークリフト運転競技大会】
一般の部優勝者が石川労働局長を表敬訪問

令和3年12月17日、第36回全国フォークリフト運転競技大会一般の部優勝者今村英二選手は、中田徹陸災防石川県支部長とともに石川労働局を訪問し、吉田研一石川労働局長へ大会一般の部優勝を報告しました。

左から中田石川県支部長、今村選手、吉田石川労働局長

【本部の活動】
「第1回陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」開催される

陸運業における労働災害の約7割は荷役作業時に発生しており、またその約7割が荷主、配送先等で発生していることから、陸災防では、平成25年に厚生労働省から示された「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の普及及び定着を図ってきたところです。

しかしながら、その後も労働災害の増加傾向が続いていることから、今般、厚生労働省の支援を受け、学識経験者、労使代表者等による検討会を設置し、今後の安全対策のあり方等について検討を行うこととしました。同検討会においては、①荷役作業における安全対策のあり方、②荷役作業に従事する者や安全管理を担当する者等の人材育成、③荷役作業における安全意識の高揚のための支援等について検討を行うこととしています。

令和3年12月24日(金)(メルパルク東京)、第1回検討会が開催され、上記論点を中心に精力的に検討を進め、令和4年3月に中間報告、6月末に最終報告を取りまとめることとされました。

同検討会の経過については、随時ご紹介していくこととします。

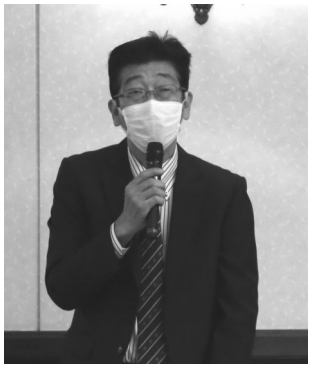

挨拶を行う厚生労働省
労働基準局安全衛生部
安達安全課長

検討会の様子

【支部の活動】

岩手県支部が厚生労働副大臣要請を受け、ロールボックスパレット・テールゲートリフターの取扱いによる労働災害防止研修会を開催

陸災防岩手県支部は、令和3年12月10日㈮岩手県トラック協会総合研修会館にて「業態別労働災害防止研修会（ロールボックスパレット・テールゲートリフター）」を開催しました。

厚生労働省副大臣からの要請内容を踏まえて開催

同研修会は、陸災防岩手県支部が岩手県トラック協会と共催にて会員を対象に毎年開催されています。

今年度の研修会は、令和3年9月29日厚生労働副大臣からの「陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けたより一層の取組に関する要請」を踏まえ、各支部がその対応を求められたことから、「ロールボックスパレット及びテールゲートリフターの取扱いにおける安全対策」を研修内容として開催されました（厚生労働副大臣要請内容につきましては当誌10月号№628をご参照ください。）。

研修会は、岩手県支部の会員事業場21社26名が出席されました。

陸災防岩手県支部事務局長及び岩手県トラック協会専務理事から挨拶

始めに、陸災防岩手県支部柴谷事務局長から開会の挨拶とともに今年度の研修会内容は厚生労働副大臣要請等を受け選定したことの説明がありました。

柴谷岩手県支部事務局長

続いて、岩手県トラック協会佐々木専務理事から令和3年岩手県支部会員事業場の労働災害発生状況等について説明があり「本研修会を労働災害防止に向けた取組の一助にしてください」との挨拶がありました。

佐々木岩手県トラック協会専務理事

次いで、講話が厚生労働省岩手労働局健康安全課長及び陸災防安全管理士から行われました。

岩手労働局健康安全課長の説明（要旨）

八重樫岩手労働局健康安全課長からは次の内容について説明が行われました。

八重樫岩手労働局健康安全課長

⑴岩手県内の労働災害発生等の状況について

⑵厚生労働副大臣からの要請関係について

- ロールボックスパレット・テールゲートリフターの安全な取扱い（使う前の5つの基本チェックリスト他）

⑶陸運業における荷役作業の安全対策ガイドライン等について

- 車両系荷役運搬機械・荷役作業等に関わる労働安全衛生法令
- 「墜落・転落、腰痛症等、転倒、はさまれ・巻き込まれ」災害防止のポイント

⑷その他の労働災害防止対策について

- 交通労働災害防止のためのガイドライン
- はしご・脚立作業前のチェックリスト
- いわて年末年始無災害運動

⑸荷役災害防止設備の事例について

- テールゲートリフターを利用した渡し、ロールボックスパレットと積載パレットの規格化等

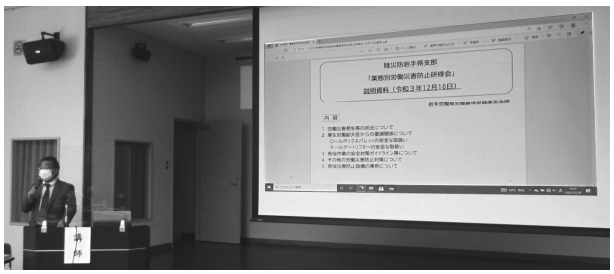

陸災防安全管理士の説明（要旨）

堀野陸災防安全管理士

堀野陸災防安全管理士からは次の内容について説明が行われました。

１ロールボックスパレットの安全な取扱い

⑴ロールボックスパレット起因の労働災害発生状況

- 労働災害発生原因の約8割が「不適切な取扱い」
- ロールボックスパレット起因の死傷者数を平成21年と平成26年で比較したところ、10歳代～30歳代はほぼ同数であったが、40歳代～70歳以上は2倍近く増加している。
- 経験年数による発生件数は、経験年数1年以下が全体の40%以上を占めている。
- 負傷の型別件数は、骨折が50%を占めている。

⑵災害報告によく出てくるキーワード

「段差」、「渡り板」、「ストッパー」

⑶DVDビデオ視聴を含めた操作方法の説明

２テールゲートリフターの安全な取扱い

テールゲートリフター使用時の災害防止対策4点について、災害事例の紹介とともに説明がありました。

⑴車は水平な場所に駐車して作業を行いましょう！

⑵昇降板のストッパーを使用しましょう！

⑶昇降板に同乗しての昇降は行わないようにしましょう！

⑷ロールボックスパレットのキャスターストッパーを掛けましょう！

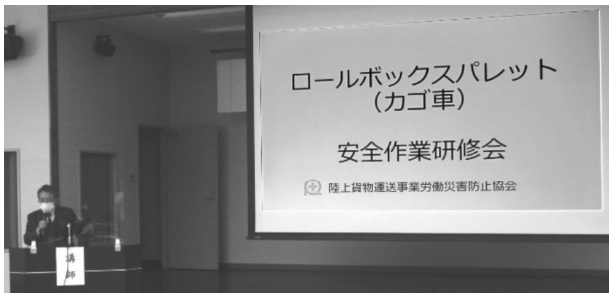

講話終了後には、柴谷事務局長から、岩手県支部会員事業場対象に岩手県支部実施の全ての技能講習、安全衛生教育に係る受講料の一部を助成していることの紹介とともに閉会の挨拶があり、研修会は閉会しました。

陸運業における死傷災害は荷役に関連した災害が多発しており、荷役災害防止により一層の取組が必要であり、厚生労働副大臣からの要請においても、ロールボックスパレット及びテールゲートリフターの安全な取扱い方法の徹底が求められています。こうしたことからも本研修会は時宜にかなったものと考えられます。参加者は岩手労働局、安全管理士の講話をメモを取りながら真摯に受講されていました。

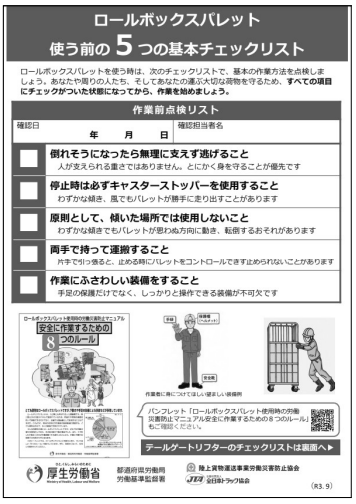

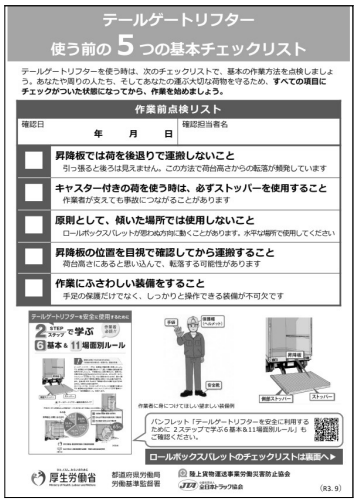

研修会資料：「ロールボックスパレット・テールゲートリフター」使う前の5つの基本チェックリスト

【新連載】陸災防の労働災害防止サポートをご活用ください！ 第１回

「労働災害防止活動推進への個別支援」による事業場の変化・対策

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 安全管理士

陸災防では会員事業場への「労働災害防止活動推進への個別支援事業」（以下「コンサルティング」という。）を行っております。本連載では荷役労働災害防止対策のためのコンサルティングを実施しました事業場へのコンサルティング内容、終了後の事業場の変化・対策等を紹介してまいります。

今回は荷役災害発生事業場へコンサルティングを行った際、稀なケースですが、リスクアセスメントの本質安全化で対応した事例がありましたので、ご紹介いたします。

１ コンサルティング実施事業場及び実施時期

⑴実施事業場　陸運業　従業員数7名　車両台数10台　中国地方

⑵実施時期　令和3年8月

２ コンサルティング内容

⑴荷役労働災害内容詳細

時期　令和3年5月

被災者　67歳　経験30年

発生状況　荷主先にてトラック荷台（平ボディ）で積卸し作業中に荷台上に置いてあった荷役用器具（スタンション）に気付かず躓いて荷台上（1.5m）から転落して、左大腿骨を骨折した。保護帽、安全靴を着用していた。頭部への外傷は無し。

⑵事業主の経営方針

ア　社員の生活を第一に考えての事業運営と収益より安全第一の経営を行う。

イ　社員とのコミュニケーションを第一として、社員の考えを理解して経営に反映する。

ウ　安全と技術・技能教育を継続的に行う。

エ［目標］会社で安全を含めた基本教育を行い、現場で考えられる社員の育成と秩序維持の達成

⑶経営方針に対する実践状況

ア　新規客先の開拓、既存客先の振興拡大を通じた事業展開により、経営の安定を通じた従業員の生活基盤の安定を図っている。

イ　事業主と社員とのコミュニケーションを通じて社員の意見集約と経営方針の伝達を行っている。

ウ　事業所訪問時に現場での挨拶の励行や4Sの徹底と社員同士のコミュニケーションが良好であり、事業主の方針が徹底されていると考えられる。

⑷コンサルティング内容の特記事項

ア　トラック荷台からの転落原因では、約10%が今回の様な荷の取扱い中です。作業マニュアルの整備・周知により荷役用器具の仮置場所の指定を含めて検討してください。

イ　荷台からの転落原因の約40%が荷台への昇降時のため、この機会にステップ、グリップ等の転落防止対策も検討してください。

ウ　安全管理、現場管理を事業主（社長）へ過度に依存していると思われます。安全管理や現場管理では、現場の人間関係を考慮して後継者を決めて対応されることをお勧めします。

特に従業員が10名を超えると、一人での対応は難しくなることが予想されます。

エ　陸災防でも各種教育は行っていますので、活用を検討してください。

⑸コンサルティング終了後の事業場対策

ア　新たな経営方針として荷役作業は行わないことにする。

イ　平ボデイを廃止して、バン型トラック、トレーラーにて業務を行う。

ウ　被災した労働者に対しては、復帰後はバン型トラックへの搭乗を考えている。

３ 考察

⑴事業場訪問時は従業員の挨拶の励行、現場の4Sや雰囲気を通じて事業主の経営姿勢が感じ取れました。

同時に事業主への過度な依存が見受けられましたので、後継者の育成が今後の課題と考えられます。

⑵今回の対策はリスクアセスメントの中では「本質安全化」（危険作業を無くす・見直し・改善して仕事の計画段階からの除去・低減措置）に該当します。

通常は難しいことですが、事業主の決断、長年の輸送実績及び荷主先との強固な信頼関係により実現できたものと考えられます。

稀な事例ですが、参考にしてください。

ご安全に

陸災防労働災害事例生成ツール

事例生成ツールとは

ブラウザ上で災害事例を誰でも簡単に入力でき、社内教育や共有資料として、見やすく、シンプルに出力できるツールです。

特徴

- 再発事故防止、危険予知・リスクアセスメントの両面からの安全対策を図ることができます。
- 自社内の写真を活用できるので、実態に即した現場環境を再現することができます。
- 画面上で動的に画像を動かすことができるので、リアリティのある再現が可能です。
- 全て無料で利用できます。（陸災防の会員は共有化された全ての事例の閲覧ができます。）

お申込み欄

ツールの利用にはお申込みが必要です。
欄内に必要事項を全てご記入ください。

会社名・営業所名			
会員・非会員の別	□会員 (賛助会員含む)　□非会員	担当者名	
住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			
希望ログインID (6文字以上で英字と数字を混在させてください)			
希望パスワード (8文字以上で英字と数字を混在させてください)			

ご記入後にメールまたはFAXにてお申込みください

E-Mail：saigaijirei.registration@rikusai.or.jp
FAX　：03-3453-7561

(注)登録完了後メールにてお知らせいたします。数日経っても届かない場合は下記の「お問い合わせ」までご連絡ください。
お申込みいただいた登録情報は、当ツール使用の目的のみに利用させていただきます。

お問い合わせ：陸上貨物運送事業労働災害防止協会　技術管理部
〒108-0014　東京都港区芝5-35-2　TEL 03-3455-3857　FAX 03-3453-7561

皆様から好評を博しております精神科医夏目誠先生ご執筆による「マコマコ博士のメンタルヘルス」につきましては、夏目先生のご厚意により令和4年も引き続き連載いたします。ついては今号より「マコマコ博士のメンタルヘルス2022」としてあらためて連載スタートいたします。今後ともメンタルヘルス（心の健康）確保にお役立てください。

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ博士の

メンタルヘルス 2022

（第１回）

テーマ「上司がストレス・上手くいく人、違いは父親との関係性か！」

精神科医　夏目 誠

事例

29歳の佐田さんは課長が、なぜか苦手

メーカー総務課に勤務している佐田太郎さん(仮称・以下同じ)は入社7年目で、総務課に配属されて8か月になります。悩みは**直属課長である、49歳の課長が苦手なことです。上司から指示がある時、叱られているように感じます。声が大きいのだけでなく厳しい指導が多いから。でも、それだけではないようです。苦手意識があるので、つい避けがちになります。**

課員の評価を聞いても、評判はそこそこで問題がある人ではない。周りの意見から、「僕にも課題がある。そう言えば、前の上司である経理課長も苦手だった」と、悶々とする日々を過ごす。

同僚は上司と談笑しているのに・・・・

そんな彼にとって、気になる同僚がいます。田上さんです。「羨ましいなぁ、彼のようになりたい」と、ひそかに思っていました。なぜかって？彼は佐田さんが苦手としている課長や部長、先輩などと自然に、話しているからです。どうして、こんな違いが生じるのか？何が原因なのか知りたくなってきました。あと30年以上もあるサラリーマン生活を送るために重要なことだからです。

仲間に相談

そこで取りあえず学生時代の仲間である愛崎さんに相談しようと思い、居酒屋で待ち合わせました。連絡をしたら、開口一番「佐田か？珍しいなぁ！お前から連絡があるって。同好会でも付き合いが悪いのに。何かあったのか？」と聞くので、「急に電話してすまん。相談に乗ってほしいんだ。実は直属課長と上手くいかないんだ。厳しい課長だが、欠陥がある人ではない。何とかしたいので。」と応えれば、「わかった。わかった。**確かにお前は昔から年長者、教授を含めギクシャクしていたからな。**居酒屋が良いだろう」と、店まで予約してくれました。彼が最後に言った「お前は昔から年長者が苦手だ」と言う言葉に思い当たる節がありました。「教授も課長も年長者だ、彼らが苦手か？」とつぶやいたのです。

親父と上手くいってなかった・・・・

仲間と会って、雑談からお酒が廻るころから相談モードに。愛崎さんは「佐田、お前はまじめだから、仲間の評判は悪くない。ただ、教授やサークルの先輩などとの関係はギコチナイよ。距離を置いていると言うのか、避けたい感じがあるね。なぜ年長者と上手くいかないか？」佐田さんは「助言ありがとう。君に会う前から**自分を振り返ったのだが、父**

親との関係がギクシャクしていた。厳しい親父でよく叱られたよ。殴られたこともあるんだ。小学校高学年ごろから、親父を避けがちになった」と話す。愛崎さんは「父親はそういう人もいるだろう。それで逃げるのか？」と言えば、「社会人になって思うのだが、僕は母に似た、多少なりとも“甘えられる”人が好きだ。そのせいか？」と話す。

産業医面談で、父と上司の「置換」を理解

このような経緯があり、彼は毎年社内で実施されるストレスチェックの「高ストレス者面談」に訪れました。

「『先生、上司が苦手なのは、父親と上手くいっていないせいですか』と仲間の話から気づきました。そういうことは、あるのでしょうか？」と、問いかけました。

そこで私は精神分析の創始者であるフロイドの「置き換え」について、以下のように説明しました。「**本人は意識していないのですが、無意識の世界（深層心理）で『苦手な父』が『上司』に置き換わる、“置換”という行為が生じること、そのために『上司が苦手になる』ことがおこりえます」と説明した。**

彼は「わかります。それでスッキリしました。**上司と父親は別人ですね**」と内省するので、「**そうそう、別人ですから、今までと違った態度で上司と接してください**」と**助言しました。**

上手くいかない、「父との関係性」を振り返える！

上司や年長者と上手くいかない人は、事例のように苦手な親父と混同していないかどうか（置換のメカニズム）を、検討してください。すべてがそうではないが、3分の2くらいは該当しています。

対処のヒントにつながることが多いです。

最後に「マコトの一言」で締めさせてもらいます。

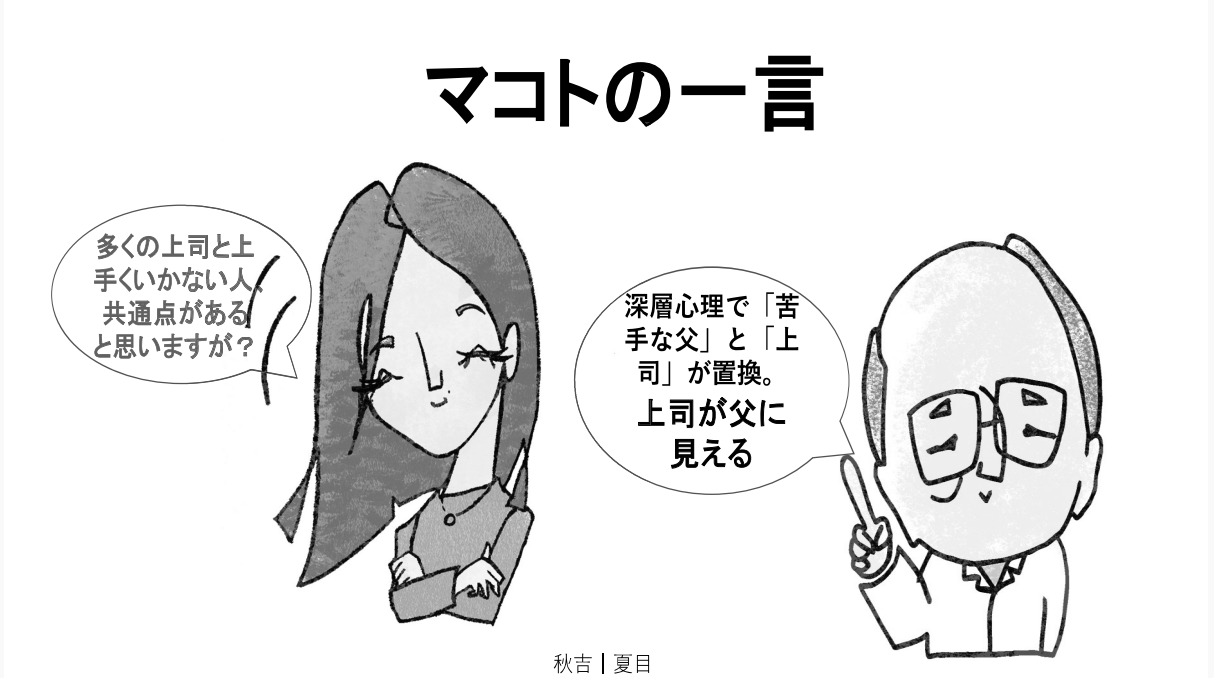

秋吉｜夏目

【連載】 安全衛生水準向上にお役立てください！

災害事例に学ぶ「労働安全衛生関係法令」 第８回

(6) 昇降設備について

荷の積卸し作業を行う際、積み荷の上に昇降するときに墜落・転落災害が多く発生している状況にあります。最大積載量5t以上のトラックに荷の積卸し作業を行う場合は、床面と積み荷の上面との間を労働者が安全に昇降するための設備を設けることが必要になります。

災害事例

○月×日、運送会社の運転手Aは、荷主構内の詰所で、配送先への伝票整理等をしながら待機していたところ、荷主の担当者から平ボディ(最大積載量8t)に、梱包された製品の積込みが完了した旨の連絡を受けた。運転者Aは、配送先までは2時間弱の運行時間を見込んでいたので、ラッシングの固縛のみで走行する予定でいたが、徐々に天候が崩れる予報が発表されたことから、運転手Aは一人で、荷台の積荷部分の上面にシートを掛けようと、運転席側のサイドガード最上段(地上高約60㎝)に片足を載せて、アオリ(地上高約1.4m)に上がろうとしたところ、足元が滑って身体のバランスを失い約1.4m下の地面に転落して被災した。この平ボディには、キャビン外側部などに固定梯子は設けられていなかった。

作業イメージ図

安衛則の適用

最大積載量5t以上の貨物自動車に荷の積みおろし作業を行う場合は、労働者が安全に昇降するため「はしご」等の設備を使用しなければならないことが定められています。

本災害事例については、安衛則上の適用を検討するに、「運転手Aは、天候が崩れる予報が発表されたので、積荷の上面にシートを掛けようと、サイドガードに片足を載せ、アオリに上がろうとしたところ、身体のバランスを失って約1.4m下の地面に転落して被災した」という発生状況である。なお、トラックには固定梯子は取り付けられておらず、着脱可能な梯子も準備されていなかった。また、荷主構内にはプラットホーム等は設置されておらず、移動用作業台や脚立などの昇降設備も準備されていなかった。

これらのことから、運送会社Aでは最大積載量5t以上の貨物自動車への荷の積卸し作業に労働者を従事させることが想定されたにもかかわらず、地面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けていなかったことが認められるので、安衛則第151条の67第1項が適用されるものと考えられます。

なお、最大積載量5t以上の貨物自動車の荷の積卸し作業においては、作業の特殊性から、通常の墜落防止措置を行うことが困難であるため、保護帽の着用が必要となります。

また、タンクローリー、バルク車のタンク上部で、バルブの開閉等の作業を行う場合には、墜落防止措置として安全帯の着用等が必要になりますので留意してください。

安衛則第151条の67 **(昇降設備)**

事業者は、最大積載量が五トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が五トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

安衛則第151条の74 **(保護帽の着用)**

事業者は、最大積載量が五トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が五トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

次号は、荷役用機械の移動式クレーンを用いる場合に、作業の安全を図るために講じなければならない措置について説明します。

【受講料無料】荷役ガイドラインに準じる講習会

荷役災害防止担当者教育講習会(荷主向け)のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70％は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70％は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では陸運業の荷役災害を防止するため、平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者と荷主等が連携したそれぞれの取組事項を示しました。

この荷役ガイドラインでは、陸運事業者及び荷主等それぞれに、荷役災害防止の担当者をおくとともに、荷役災害防止に必要な安全衛生教育を実施することを求めています。

本年度、当協会では、厚生労働省の補助事業として、「荷主等の荷役災害防止担当者」に対する安全衛生教育の講習会を全国47か所で開催いたします。受講料は無料です。

荷主等の企業の皆さまの積極的なご参加をお願いいたします。

講習会への参加を希望される方は、下記の開催地の陸災防支部にお申し出いただくようお願いいたします。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

「荷役災害防止担当者教育講習会(荷主向け)」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
岩手	2月8日（火）	岩手県トラック協会総合研修会館	兵庫	1月27日（木）	兵庫県トラック協会総合会館
宮城	2月14日（月）	卸町会館 大会議室	岡山	2月10日（木）	岡山県トラック総合研修会館
福島	2月16日（水）	福島県トラック協会 県中研修センター	広島	1月28日（金）	広島県トラック総合会館
石川	2月24日（木）	石川県トラック会館	愛媛	2月9日（水）	愛媛県トラック 総合サービスセンター
山梨	1月25日（火）	山梨県自動車総合会館 4階	高知	2月9日（水）	高知県トラック会館
京都	1月14日（金）	文化パルク城陽 大会議室	長崎	1月25日（火）	長崎県トラック協会研修会館
右の県につきましては、開催日程が決定次第ご案内いたします。			千葉		
右の都道府県につきましては、終了しております。			北海道、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、香川、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄		

高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー（受講料:無料）

昨今、高年齢労働者の就労が一層進んでおり、60歳以上の労働災害も増加傾向にあります。この現状を受け、厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を策定しました。このセミナーでは、高年齢者の災害の現状、行動特性、災害事例などを紹介し、陸運業において高齢者の労働災害防止対策をどのように進めていくかを提案します。

また、本セミナーでは、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「荷役作業安全ガイドライン」で高年齢者に配慮する事項についても解説します。多数の皆さまのご参加をお待ちしております。

「高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」のご案内

内　容 高年齢労働者の労働災害防止対策について
定　員 約50名(先着順)
参加費 無料
申込方法 陸災防都道府県支部へご連絡ください。

「高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	3月1日（火）	北見地区トラック研修センター	三重	1月24日（月）	三重県トラック会館
岩手	1月14日（金）	岩手県トラック協会総合研修会館	滋賀	2月4日（金）	ライズヴィル都賀山
宮城	1月18日（火）	卸町会館 大会議室	奈良	1月28日（金）	奈良県トラック会館
秋田	1月21日（金）	秋田県トラック協会	岡山	1月20日（木）	岡山県トラック総合研修会館
茨城	2月14日（月）	茨城県トラック総合会館	香川	2月21日（月）	香川県トラック総合会館 5階会議室
埼玉	2月24日（木）	埼玉県トラック総合会館	佐賀	2月2日（水）	佐賀県トラック協会研修会館
千葉	1月25日（火）	千葉県トラック総合会館 3階	長崎	1月26日（水）	長崎県トラック協会研修会館
神奈川	1月24日（月）	神奈川県トラック総合会館 7階大研修室	熊本	1月14日（金）	阿蘇熊本空港ホテルエミナース
石川	1月20日（木）	石川県トラック会館	大分	2月8日（火）	大分県トラック協会 5階大会議室
山梨	1月31日（月）	山梨県自動車総合会館 4階	沖縄	未定	
静岡	1月17日（月）	静岡県トラック協会研修センター			
右の都府県につきましては、終了しております。			青森、山形、福島、栃木、群馬、東京、新潟、富山、福井、長野、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、島根、広島、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、宮崎、鹿児島		

「年末･年始労働災害防止強調運動」実施中です！

～ 12 月 1 日から 1 月 31 日 ～

陸災防では、12月1日から1月31日まで「年末･年始労働災害防止強調運動」を実施し、災防指導員の巡回指導をはじめとして様々な取組を実施中です。

スローガンを「荷主と連携　安全点検　小さなことから確実に」とし、本年死傷災害が多発している荷役災害を中心に、労働災害防止対策への取組を一層進めてまいります。

各企業・事業場におかれましては、労働安全衛生関係法令及び陸運労災防止規程を遵守することはもとより、「職場の安全衛生自主点検表」を用いて安全衛生管理体制を確認いただくとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に展開いただきますようお願いいたします。

「実施要綱」及び「職場の安全衛生自主点検表」↓
http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/pdfs/boushi_youkou.pdf

運動紙のぼり

腰痛にならない働き方を学ぼう！

職場における「腰痛予防サイト」を公開しました－厚生労働省

（委託業者／株式会社平プロモート　協力／陸上貨物運送事業労働災害防止協会）

陸上貨物運送事業に従事される方が、腰痛予防を学び、実施するための各種動画を公開しました。基本的な業務に関連した内容から、管理監督者が把握しておくべき知識や実施すべき内容まで、幅広くご覧いただくことができます。

職場における 腰痛予防サイト

腰痛予防サイト
QRコード

次のURLからご覧ください。
https://yotsu-yobo.com/rikujou_kamotsu/

令和4年度「安全衛生標語」を募集します！

安全衛生意識の向上に繋がる標語応募にお取り組みください！

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞とし、令和４年11月10日(木)に広島県広島市にて開催する第58回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in広島において表彰するとともに、当協会のホームページや広報誌「陸運と安全衛生」で公表いたします。

なお、入選作品は、当協会の安全ポスター等に用いる他、会員企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

皆様から多数の応募をお待ちしております。

募集の目的

企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与すること。

主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

標語のテーマ

次の３部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるもの

⑴ 荷役部門

荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

ア　荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止に関するもの

イ　荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの

ウ　高年齢労働者の荷役労働災害防止に関するもの

エ　法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの

オ　危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの

カ　フォークリフト、ロールボックスパレット等による災害防止に関するもの

キ　第13次労働災害防止計画の最終年度の取組に関するもの

⑵ 交通部門

交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

ア　過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）に関するもの

イ　高年齢運転者の交通労働災害防止に関するもの

ウ　法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの

エ　交通KY（交通危険予知活動）の実施に関するもの

オ　安全運転の実施に関するもの

⑶ 健康部門

健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

ア　健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの

イ　ストレスチェック等のメンタルヘルス対策に関するもの

ウ　過重労働対策（恒常的に時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底に関するもの

エ　腰痛予防に関するもの

応募の資格

次のいずれかに該当する方（家族の方を含みます。）

⑴　当協会の会員事業場の役員・従業員である方

⑵　当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員・従業員である方

⑶　当協会支部の役職員の方

応募の方法

⑴　作品は、自作で、未発表のものに限ります。
　どの部門についても応募いただけますが、1部門の作品数は、お一人につき、3点以内としてください。

⑵　応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。「令和4年度『安全衛生標語』募集のご案内」のページをお開きください。
　この応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。事業場で何人かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、「事業場一括応募用」の用紙をお使いください。

⑶　ホームページからダウンロードした応募用紙によらない場合は、応募作品のほか、必ず次の事項を記載した内容のものでご応募ください。
ア　応募者の氏名とふりがな
イ　応募者の勤務先
　勤務先名（例えば、○○会社○○支店○○…○○課）
　勤務先の住所・郵便番号と電話番号
ウ　応募する部門の別（「荷役」、「交通」、「健康」）
　事業場で何名かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、どの作品がどの方のものであるかも明らかにしていただき、また、応募の取りまとめをされた方の氏名と連絡先も記載してください。

⑷　記入を終えた上記⑵又は⑶の応募用紙等は、Eメール、ファックス、郵送（葉書、封書）等の方法により、当協会あてお送りください。

⑸　上記⑵又は⑶の応募用紙等に記載された個人情報は、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表のためのみに利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

募集の締切

令和4年4月15日（金）
郵送による場合は、4月15日当日までの消印のあるものを有効とします。

入選作品

⑴　入選作品数は、次のとおりとし、また入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	入選作品数	賞品
最優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）	2万円分の図書カード
優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）	5千円分の図書カード
入選	6作品（各部門ごとに、2作品）	3千円分の図書カード

⑵　令和4年5月に、当協会において入選作品を決定して、入選者ご本人又は応募の取りまとめをされた方に通知いたします。なお、作品の文言について、より具体的かつ簡明な表現となるように、若干の変更をお願いする場合があります。
　令和4年11月10日（木）開催の第58回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 広島の式典で、入選作品とともに、入選者の方に対する表彰を行います。また、代表1名の方については、式典当日、当協会の会長から直接、壇上にて表彰状及び賞品をお渡しいたします。なお、自宅（又は職場）から大会会場（広島県広島市）までの往復の交通費及び宿泊費は、ご負担いただきますようお願いします。

⑶　入選作品は、令和4年5月に当協会のホームページにて公表するとともに、広報誌「陸運と安全衛生6月号」に掲載します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社、団体等の名称、所属する都道府県支部名を含みます。）。

⑷　入選作品の著作権は、当協会に属するものとします。
　また、入選作品は、当協会が作成する安全ポスター等の印刷物、ホームページ等で用いる他、会員企業・事業場で広く活用していただきます。

応募先・お問合せ先

〒108-0014　東京都港区芝5-35-2　10階
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
業務部 広報課
TEL：03-3455-3857 ／ FAX ： 03-3453-7561
E-mail：r4hyougo@rikusai.or.jp

ホームページ

http://www.rikusai.or.jp/

災害事例とその対策

テールゲートリフター使用時の荷の転倒による下敷き！ 必ずストッパーを!!

テールゲートリフター(以下「TGL」という。)は、パワーゲートやリフターなどとも呼ばれ、近年、荷役作業現場で多く使われるようになってきています。また、一人で多くの荷を扱うことができるロールボックスパレット(以下「RBP」という。)との組み合わせで、その使用機会は益々多くなってきていますが、それとともに災害発生のリスクも増しています。

厚生労働省も、令和2年に発生した陸運業の荷役作業における災害のうち約1,000件がRBPの取扱い作業中に被災、とりわけTGL利用時が約2割で、なかでも「作業者あるいは荷が倒れたり転落する災害」が65%を占めている、と注意喚起しています。

今回取り上げた災害は、近時この多発するTGL使用時における「荷及び作業者の転倒・転落、下敷き事故」です。足の甲を骨折し休業が約3月に至る災害を招いたものですので、以下検証します。

1　事業の種類：一般貨物自動車運送業
(労働者数：約130名うちドライバー約120名)
2　発生月時：4月　午前10時頃
3　被災者：トラック運転者
（56歳、経験10年）
4　傷病の程度：右足リスフラン関節骨折
5　災害発生状況

- 荷主工場（精密機械製造業）出荷場において、車両のTGLを使用し、キャスター付き（本体付属アジャスタータイプ）架台装置（精密分析装置、重量約300kg）を荷主側作業員と2人でリフター昇降板に押し上げ、左右に別れて支えながらリモコンで昇降板を上昇させようとした際（片手で支え、もう一方の手でリモコン操作）、荷の架台装置が動き出し地面に接地後転倒。被災者（トラック運転者）も架台と共に倒れ右足首が下敷きとなった。
- アジャスターの締付けが甘く架台が動いたこととともに、TGLの昇降板のストッパーは、当該荷の分析装置本体に傷を付けないためとして使用していなかった。

6　原因と対策

本件のような荷積み作業については、本来、「積卸し作業指揮者」（一の荷でその重量が100kg以上の物を貨物自動車に積卸す作業に必要。安衛則151条の7）の直接指揮のもとで安全な作業方法を確認し、もちろんTGLの昇降板のストッパーを立ち上げて行うべき積込み作業であったものです。

荷主側は、昇降板の使用は荷である装置に傷を付けるとしてその使用を控えさせながら、被災者と補助作業員1名で作業を行わせた結果、被災者は荷を片手で支えながら昇降板のリモコン操作に手を伸ばすという、極めて危険な行動を強いられたものといえます。

高額の分析装置が荷事故になるとともに従事者に大きなけがを負わす結果となっています。

この災害を受けて、陸運事業者側では、幅厚で高さの低い長尺の硬質ウレタン製当て物を製作し、これを昇降板ストッパーにあてがわせることによって、ストッパーを立ち上げても荷に傷を付けない工夫をして、ストッパーを使用できるよう改善措置を取るとともに、荷主側も、荷揚げ補助作業員を2名配置して従事させる、といった作業方法に改めました。

厚生労働省でも「テールゲートリフターを安全に取り扱うため」として、かねてから
⑴平坦な場所で使用する（※＋周囲の確認）
⑵積載重量を遵守し、昇降板の中央部に荷を配置する
⑶昇降板・キャスターそれぞれのストッパーを使用する
⑷周辺の安全を確保し、三角コーン等を配置する（※＝作業区画の明示、立入禁止区域の設定）
⑸作業にふさわしい装備をする（※＝保護帽、保護手袋、安全靴）
⑹始業前点検・定期点検を実施する
との「守るべき基本ルール６」を示しています。

また、TGLの操作は昇降板から離れて操作すること、作業者は昇降板に乗って操作しない、ことも求めています。

TGLでの積卸しには多くの危険が潜在している（とりわけRBPとの組合作業では）ことを心し、その取扱いについては、正しい手順・方法を取るよう、一層の社員教育に努めなければならないところです。

業種別労働災害発生状況（令和3年速報）

令和3年12月7日現在

	死亡						死傷					
	令和3年1月～11月［速報値］		令和2年1月～11月［速報値］		前年比較		令和3年1月～11月［速報値］		令和2年1月～11月［速報値］		前年比較	
	死亡者数（人）	構成比（%）	死亡者数（人）	構成比（%）	増減数（人）	増減率（%）	死傷者数（人）	構成比（%）	死傷者数（人）	構成比（%）	増減数（人）	増減率（%）
全産業	696	100.0	651	100.0	45	6.9	123,165	100.0	102,846	100.0	20,319	19.8
製造業	116	16.7	111	17.1	5	4.5	23,614	19.2	20,951	20.4	2,663	12.7
鉱業	11	1.6	5	0.8	6	120.0	188	0.2	171	0.2	17	9.9
建設業	243	34.9	222	34.1	21	9.5	13,502	11.0	12,352	12.0	1,150	9.3
交通運輸事業	15	2.2	8	1.2	7	87.5	2,404	2.0	2,174	2.1	230	10.6
陸上貨物運送事業	76	10.9	72	11.1	4	5.6	13,903	11.3	12,990	12.6	913	7.0
港湾運送業	4	0.6	4	0.6	0	0.0	318	0.3	284	0.3	34	12.0
林業	27	3.9	31	4.8	−4	−12.9	1,063	0.9	1,108	1.1	−45	−4.1
農業、畜産・水産業	29	4.2	26	4.0	3	11.5	2,604	2.1	2,576	2.5	28	1.1
第三次産業	175	25.1	172	26.4	3	1.7	65,569	53.2	50,240	48.8	15,329	30.5

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和3年1月～11月）

令和3年12月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	696	179	17	32	34	57	120	114	5	138
製造業	116	24	1	8	1	9	46	7	0	20
建設業	243	90	4	10	25	18	27	20	1	48
交通運輸事業	15	1	2	0	0	0	0	3	0	9
その他	246	53	8	9	5	25	39	49	4	54
陸上貨物運送事業	76	11	2	5	3	5	8	35	0	7
同上対前年増減	4	−6	2	1	0	0	−4	10	−1	2

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和3年1月～11月）

令和3年12月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	13,903	3,785	2,369	1,014	589	382	652	1,328	678	6	2,454	646
同上対前年増減	913	134	269	22	24	16	9	9	55	−6	213	168

（注）上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページhttp://www.rikusai.or.jpに掲載

［死亡災害］
死亡災害は前月から6人増加し76人（前年同月比+4人）となった。事故の型別で見ると、「交通事故（道路）」が35人で、前年同月比+10人と死亡災害の中で最も多く発生しており、その割合は46.1%と約半数を占めている。次いで「墜落・転落」が11人（前年同月比−6人）、「はさまれ・巻き込まれ」が8人（前年同月比−4人）と続いている。

［死傷災害］
死傷災害は前月から1,372人増加し13,903人（前年同月比+913人）となった。事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、「転倒」（+269人）、「動作の反動・無理な動作」（+213人）、「墜落・転落」（+134人）が大きく増加しており、荷役作業に関連する災害が継続して増加している現状にある。一方で、「高温・低温物との接触」（−69人）、「切れ・こすれ」（−14人）が減少している。

陸運業 死亡災害の概要（令和３年11月）

令和3年12月7日現在
陸災防調べ

災害発生月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要
3年11月26日	交通事故（道路）	トラック	男性	34	貨物自動車運転者	5年	荷の配送中	被災者は、配送先にトラックで荷を運んでいた。本件災害の約30分前に別のトラックと接触事故を起こし、路肩にトラックを止め、相手方ドライバーと車外で話をしていたところ、後ろから走行してきた、また別のトラックが停車していたトラックに追突し、被災者はトラックとガードロープに体を挟まれたもの。
3年11月19日	交通事故（道路）	トラック	男性	53	貨物自動車運転者	7年	貨物自動車の運転業務	事業場から配送先に向かう途中、国道にて、被災者が前方の車両を追い越そうと対向車線にはみ出したところ、対向車線を走っていたトラックと正面から激突したもの。
3年11月18日	崩壊、倒壊	フォークリフト	男性	53	貨物取扱業	29年	倉庫内の荷の移動	倉庫整理のため、フォークリフト（最大荷重2,250kg）で段ボールに梱包された冷凍庫（約55×60×100cm、37kg）をパレット1段当たり8台3段重ね（高さ約7m）にして移動をしていたところ、荷崩れを起こし、何らかの理由で運転席の外に出た運転手の頭部に激突したもの。作業計画未策定。
3年10月21日	交通事故（道路）	トラック	男性	26	貨物自動車運転者	7ヶ月	トラックの運転	国道上で、走行していた被災者の運転する5tトラックが、カーブで横転、ガードレールに激突し死亡した。

【安全ポスターのご案内（頒布中です！）】
労働災害防止にご活用ください！

陸災防では、「年末・年始労働災害防止強調運動」(12月1日から1月31日まで実施中)のスローガン「荷主と連携　安全点検　小さなことから確実に」をテーマとした「安全ポスター №80」を作成し頒布中(価格210円(税込))です。ポスターを掲示し、労働災害防止にご活用ください。

安全ポスター No.80 申込書

申込年月日		年　月　日　曜日
申込者名（請求先）		
申込担当者名		☎ FAX
送付先	名称	
	所在地及び担当者名	〒 ☎
品名		安全ポスター No.80
数量		
通信欄 請求先・送付先等が異なる場合の住所や要望等		

空欄に必要事項をご記入いただき、下記番号へFAXにてお申込みください。

FAX　03-3453-7561

インターネットからのお申込みは次のURLから↓

http://rikusai.or.jp/safety_youhin/安全ポスター-no80/

8ページで紹介しました研修会の資料をご購入いただけます！

【ロールボックスパレットテキスト、DVD ビデオ、ハンドブックのご案内】

「ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト」
DVD「ロールボックスパレットを安全に使用するためルール」
「ロールボックスパレットの安全作業ハンドブック」

ロールボックスパレット 作業教育担当者テキスト A4 判／40 頁／770 円（税込）	**[DVD]ロールボックスパレット を安全に使用するためのルール** 11 分／770 円（税込）	**ロールボックスパレットの 安全作業ハンドブック** A6 判／16 頁／220 円（税込）

ロールボックスパレットとテールゲートリフターは、物流の効率化や作業者の負担軽減に貢献する人力荷役機器の一つで、陸運業においても多く利用されていますが、近年、これらに起因する労働災害が多く発生しています。

(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所の大西明宏先生の監修により、ロールボックスパレット及びテールゲートリフターの取扱方法等を紹介したテキスト（770 円(税込)）を販売しています。

なお、テキストの補助教材として DVD ビデオ（11 分 770 円(税込)）も販売していますので、併せてご活用いただくと効果的です。

また、社内の教育用、作業者の携帯用として、災害事例などを基に、イラストを多く使って分かりやすく説明したハンドブック（220 円(税込)）も販売しています。

セットで買うと割引に！

テキストと DVD をセットでお買い求めいただきますと、770 円＋770 円＝1,540 円のところ、セット価格 1,320 円(税込)にて販売いたします。

申込書

申込者名 （請求先）		
所在地 及び 担当者名	〒 ☎ FAX	
品名		数量
ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト		
[DVD]ロールボックスパレットを安全に使用するためルール		
ロールボックスパレットの安全作業ハンドブック		
【通信欄】 商品発送先等が異なる場合の送付先、ご要望等		

お支払い方法は、後払いとさせていただきます。
下記番号へFAXにてお申込みください。商品と請求書を同梱しお届けします。

FAX 03-3453-7561

お問い合わせ電話番号：03-3455-3857

【安全ＤＶＤビデオのご案内】

陸災防 DVD ビデオのご案内

～ 複数枚購入で割引、今なら「卓上カレンダー」をお付けします！ ～

【フォークリフト安全教育 DVD①】

「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」

フォークリフトによる荷役運搬作業について、安全な運転方法を映像とナレーションで示すことにより、より安全な操作を確認できます。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

約 23 分　10,800 円（税込）

【フォークリフト安全教育 DVD②】

「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」

「労働安全衛生規則第 151 条の 25（点検）」により定められているフォークリフトの作業開始前点検を実際の点検の様子を映した映像とナレーションにより分かりやすく紹介しています。

約 26 分　10,800 円（税込）

【はい作業安全教育 DVD】

「はい作業の安全」

- 災害発生の仕組み
- はい作業の基本
- 荷役運搬機械によるはい付け はい崩しの安全作業
- 異常発見時の措置

約 21 分　10,800 円（税込）

複数枚購入割引のご案内

3 枚以上のご注文で 20%OFF!!

2 枚のご注文で 10%OFF!（19,440 円）

DVD の組み合わせは自由です!

今なら DVD 1 枚のご注文で「卓上カレンダー」をお付けします！

陸災防 DVDビデオ申込書

申込年月日	年　月　日
申込者名（請求先）	
所在地及び担当者名	〒 ☎ FAX

品名	数量
はい作業の安全（卓上カレンダー付き）	
フォークリフトの作業開始前点検の進め方（卓上カレンダー付き）	
フォークリフトによる安全な荷役運搬作業（卓上カレンダー付き）	

【通信欄】商品発送先等が異なる場合の住所・電話番号等	

請求書を同梱してお届けします。

下記番号へFAXにてお申込みください。

FAX 03-3453-7561